

資 料 編

I 議 長 等 一 覧	6 8
II 市 長 等 一 覧	7 5
III 議 会 運 営 委 員 会 申 し 合 わ せ 事 項	7 6

I 議長等一覧(平成27年3月31日現在)

歴代議長

順位	氏名	就任年月日	満期(辞任)年月日
初代	間山 勲	H 17. 4. 12	H 18. 11. 25
2	奥谷 進	H 18. 11. 27	H 21. 3. 25
3	渋谷 勲	H 21. 3. 25	H 22. 11. 25
4	花田 明仁	H 22. 11. 26	H 24. 12. 25
5	丸野 達夫	H 24. 12. 25	H 26. 11. 25
6	大矢 保	H 26. 11. 26	現在

歴代副議長

順位	氏名	就任年月日	満期(辞任)年月日
初代	奈良 祥孝	H 17. 4. 12	H 18. 11. 25
2	中川 勅使男	H 18. 11. 27	H 21. 3. 25
3	舘山 善一	H 21. 3. 25	H 22. 11. 25
4	仲谷 良子	H 22. 11. 26	H 24. 12. 25
5	秋村 光男	H 24. 12. 25	H 26. 11. 25
6	竹山 美虎	H 26. 11. 26	現在

監 査 委 員 (議 会 選 出)

氏 名	就任年月日	満期 (辞任) 年月日
工 藤 豊 秀	H 17. 5. 19	H 18. 11. 25
福 士 銀 一	H 17. 5. 19	H 18. 11. 25
工 藤 徳 信	H 18. 12. 20	H 20. 12. 1
花 田 明 仁	H 18. 12. 20	H 20. 12. 1
工 藤 徳 信	H 20. 12. 18	H 22. 11. 25
花 田 明 仁	H 20. 12. 18	H 22. 11. 25
渋 谷 勲	H 22. 12. 22	H 24. 11. 30
奈 良 祥 孝	H 22. 12. 22	H 24. 11. 30
奈 良 祥 孝	H 24. 12. 25	H26. 11. 25
小 倉 尚 裕	H 25. 3. 25	H26. 11. 25
丸 野 達 夫	H 26. 12. 25	現 在
赤 木 長 義	H 26. 12. 25	現 在

青森地域広域消防事務組合議会議長

順位	氏名	就任年月日	満期（辞任）年月日
初代	柿崎 西松	S 47. 5. 27	S 49. 3. 7
2	鹿内 富士保	S 49. 3. 29	S 51. 3. 8
3	山口 甚吾	S 51. 3. 24	S 53. 3. 7
4	伊藤 豊	S 53. 3. 29	S 55. 3. 10
5	鈴木 彰	S 55. 3. 24	S 57. 3. 7
6	佐井 武松	S 57. 3. 30	S 59. 3. 5
7	木村 誠悦	S 59. 3. 23	S 61. 3. 7
8	工藤 徳信	S 61. 3. 28	S 63. 3. 14
9	成田 友三郎	S 63. 3. 25	H 元. 10. 17
10	秋元 武栄	H 元. 12. 18	H 2. 3. 7
11	木村 隆徳	H 2. 3. 29	H 4. 3. 11
12	船橋 繁雄	H 4. 3. 25	H 6. 3. 7
13	阿保 文雄	H 6. 3. 30	H 8. 3. 7
14	工藤 豊秀	H 8. 3. 27	H 10. 3. 7
15	奥谷 進	H 10. 3. 30	H 12. 3. 8
16	前田 保	H 12. 3. 27	H 13. 3. 19
17	桜田 文寛	H 13. 3. 26	H 14. 3. 7
18	間山 勲	H 14. 3. 29	H 16. 3. 2
19	奈良 祥孝	H 16. 3. 25	H 17. 3. 31
20	坪 清美	H 17. 6. 29	H 18. 11. 25
21	嶋田 肇	H 18. 12. 21	H 20. 12. 1
22	嶋海 強	H 20. 12. 19	H 22. 11. 25
23	里村 誠悦	H 22. 12. 24	H 24. 11. 30
24	渋谷 勲	H 24. 12. 27	H 26. 7. 1
25	大矢 保	H 26. 7. 25	H 26. 11. 25
26	花田 明仁	H 26. 12. 25	H 27. 3. 31

※ 消防事務組合議会議長は、青森市選出の消防事務組合議会議員が選任されている。（青森地域広域消防事務組合は昭和47年4月1日に発足）

※ 青森地域広域消防事務組合は平成27年3月31日で解散

青森地域広域事務組合議会議長

順位	氏名	就任年月日	満期（辞任）年月日
初代	舘山善一	H 3. 3. 28	H 4. 3. 11
2	木村清	H 4. 3. 24	H 6. 3. 7
3	鶴谷義則	H 6. 3. 29	H 8. 3. 7
4	蝦名政雄	H 8. 3. 22	H 10. 3. 7
5	神文雄	H 10. 3. 30	H 12. 3. 8
6	坪清美	H 12. 3. 27	H 12. 10. 2
7	大矢保	H 12. 10. 2	H 14. 3. 7
8	小笠原正勝	H 14. 3. 29	H 16. 3. 2
9	工藤豊秀	H 16. 3. 25	H 17. 3. 31
10	斎藤憲雄	H 17. 9. 22	H 18. 11. 25
11	里村誠悦	H 18. 12. 21	H 20. 12. 1
12	柴田久子	H 20. 12. 19	H 22. 11. 25
13	藤田誠	H 22. 12. 24	H 24. 11. 30
14	小豆畑緑	H 25. 3. 26	H 26. 11. 25
15	渋谷勲	H 26. 12. 25	現在

※広域事務組合議会議長は、青森市選出の広域事務組合議会議員から選任されている。（青森地域広域事務組合は平成3年2月1日に発足）

名 誉 議 員

議会議員として30年以上市勢の発展に寄与し、退職した者（死亡による退職の場合、または退職後死亡した場合にはその遺族）に対し、議会の決議をもって名誉議員の称号を贈るものである。（平成17年4月12日規程）

羽 賀 銀次郎 元議員（1884年～1977年） （昭和51年3月27日逝去）

（議員在職期間 昭和3年12月～昭和7年12月・昭和11年4月～昭和42年5月）

昭和3年12月の当選以来、7期35年余りにわたり在職、青森市議会保安常任委員長や青森市選挙管理委員を務めた。

昭和35年 2月 青森県褒賞授与。

昭和35年10月 藍綬褒章授与。

昭和40年 4月 勲四等瑞宝章授与。

昭和42年 3月 青森市議会名誉議員の称号授与。

昭和51年 3月 従五位授与。

三 上 惣之進 元議員（1903年～1994年） （平成6年11月7日逝去）

（議員在職期間 昭和15年4月～昭和49年3月）

昭和15年4月の当選以来、8期34年余りにわたり在職、青森市議会衛生保安常任委員長、青森市議会建設常任委員長、青森市監査委員などを歴任したほか、昭和44年12月からの4年余りは議長の重責を務めた。

昭和49年11月 勲四等瑞宝章授与。

昭和52年 3月 青森市議会名誉議員の称号授与。

平成 6年11月 従五位授与。

木 村 清 元議員〈1936年～2012年〉（平成24年9月12日逝去）

（議員在職期間 昭和38年5月～昭和45年2月・昭和45年3月～平成10年3月）

昭和38年5月の当選以来、連続9期34年余りにわたり在職、青森市議会経済建設常任委員長、青森市議会議会運営委員長などを歴任したほか、青森市農業委員や青森市広域事務組合議会議長を務めた。

平成元年12月 青森県褒賞授与。

平成10年 6月 青森市議会名誉議員の称号授与。

平成11年 4月 勲四等瑞宝章授与。

中 村 勝 巳 元議員〈1925年～2011年〉（平成23年1月22日逝去）

（議員在職期間 昭和45年3月～平成14年3月）

昭和45年3月の当選以来、連続8期32年にわたり在職、青森市議会新幹線対策特別委員長、青森市議会予算決算特別委員長などを歴任したほか、長年にわたり青森市農業委員を務めた。

平成13年11月 青森県褒賞授与。

平成14年 6月 青森市議会名誉議員の称号授与。

五 戸 三次郎 元議員〈1936年～ 〉

（議員在職期間 昭和42年5月～平成22年11月）

昭和42年5月の当選以来、連続11期43年余りにわたり在職、青森市議会大学誘致対策特別委員長や青森市農業委員を歴任したほか、平成2年からの4年間は議長の重責を務めた。

平成18年11月 青森県褒賞授与。

平成22年12月 青森市議会名誉議員の称号授与。

工 藤 徳 信 元議員〈1936年～ 〉

(議員在職期間 昭和53年3月～平成22年11月)

昭和53年3月の当選以来、連続8期32年余りにわたり在職、青森市議会総務常任委員長、青森市議会新幹線対策特別委員長などを歴任したほか、平成13年3月から2年余りは議長の重責を務めた。

平成20年11月 青森県褒賞授与。

平成22年12月 青森市議会名誉議員の称号授与。

館 山 善 一 元議員〈1941年～2012年〉 (平成24年1月8日逝去)

(議員在職期間 昭和53年3月～平成22年11月)

昭和53年3月の当選以来、連続8期32年余りにわたり在職、青森市議会総務企画常任委員長、青森市議会議会運営委員長などを歴任したほか、平成21年3月から1年余りは副議長の重責を務めた。

平成15年11月 藍綬褒章。

平成22年12月 青森市議会名誉議員の称号授与。

Ⅱ 市長等一覽(平成27年3月31日現在)

歴代市長

順位	氏名	就任年月日	満期(辞任)年月日
初代	佐々木 誠 造	H 17. 4. 24	H 21. 4. 23
2	鹿 内 博	H 21. 4. 24	H 25. 4. 23
3	鹿 内 博	H 25. 4. 24	現 在

歴代副市長

順位	氏名	就任年月日	満期(辞任)年月日
初代	佐 藤 健 一	H 19. 4. 1	H 20. 9. 30
2	米 塚 博	H 20. 10. 1	H 21. 4. 23
3	加賀谷 久 輝	H 21. 6. 1	H 25. 5. 31
4	加賀谷 久 輝	H 25. 6. 1	現 在

歴代浪岡区長

順位	氏名	就任年月日	満期(辞任)年月日
初代	長谷川 行 惇	H 17. 7. 1	H 19. 6. 30
2	長谷川 行 惇	H 19. 7. 1	H 21. 4. 23
3	福 士 芳 巳	H 21. 5. 11	H 23. 5. 10
4	福 士 芳 巳	H 23. 5. 11	H 25. 5. 10
5	福 士 芳 巳	H 25. 5. 11	現 在

Ⅲ 議会運営委員会申し合わせ事項

(平成 27 年 3 月 31 日現在)

1 議会運営委員会の運営

- (1) 議会運営委員会の決定については、極力全会一致となるよう努めるものとする。
- (2) 議会運営委員会の委員の定数については、議会運営委員会規約に基づき、各会派から選出できる委員数の総数が条例定数以内の場合は、条例を改正しないものとし、条例定数を上回る場合は、条例を改正するものとする。
- (3) 委員外議員の取り扱いは、次のとおりとする。
 - ・ 議会運営委員会に委員 2 人以上を選出している会派の場合
 - ア 委員が 1 人でも出席できるときは、原則として欠席委員の代理者に対し委員外議員としての出席の要請をしない。
 - イ 委員全員が出席できないときは、原則として一委員の代理者に対し委員外議員として出席の要請をする。
 - ・ 議会運営委員会に委員 1 人を選出している会派の場合
委員が出席できないときは、その代理者に対し委員外議員として出席の要請をする。
 - ・ 議会運営委員会に委員を選出できない無所属の場合
一議員に対し委員外議員として出席の要請をする。
 - ・ 委員外議員席は委員長が指定し、名札を置く。
 - ・ 委員外議員が発言する場合は、委員長の許可を得なければならない。
 - ・ 出席の要請をされた委員外議員には費用弁償を支給する。ただし、議長及び副議長には支給しない。
 - ・ 委員外議員は、議会運営委員会の視察に参加できない。

2 市長提出議案の取り扱い

- (1) 市長提出議案は、人事案を除き原則として委員会付託するものとする。
- (2) 市長提出議案は、原則として招集告示日に議会運営委員会で理事者からの説明後、議員控室の自席に配付する。
- (3) 人事案を除く追加議案は、事前に議会運営委員会の了承を得た上で会期

中の総括質疑の対象となるように提出してもらう。なお、それ以後に提出されたものについては、最終日上程し即決とする。人事案は最終日上程し即決とする。

3 議員提出議案の取り扱い

- (1) 議員提出議案は、原則として開会日から受け付けし、翌日の午後5時までに提出するものとする。ただし、当日が市の休日に当たる場合はその翌日の午後5時までとする。
- (2) 意見書及び決議については、原則として最終日上程し、委員会付託を省略し即決とする。
- (3) 条例案の取り扱いについては、議会運営委員会でその都度協議する。

4 一般質問

- (1) 一般質問は、原則として4日間をもって消化する。
ただし、一般質問の通告者が多い場合は、5日間をもって消化する。
- (2) 一般質問の所要時間は、質問と答弁までを含め1人60分以内とし、原則として質問又は答弁の途中における休憩は行わないこととする。
- (3) 一般質問の通告書は告示と同時に受け付けし、開会日2日前の正午までとする。ただし、当日が市の休日の場合は、その前日の正午までとする。
- (4) 通告内容は具体的に記入し、通告外の質問は許可しない。
- (5) 通告書には、答弁を含め予定される所要時間を60分以内で記載する。
- (6) 発言時間は、発言者が演壇に到着したときをもって計測を開始する。ただし、やむを得ない理由による質問又は答弁の途中における休憩の場合は、計測を停止する。
- (7) 発言の順序は議会運営委員会において抽選により決定する。
- (8) 原則として、1日目は各会派1人とする。ただし、1日目に全会派が一般質問することができない場合等の対応については、議会運営委員会で協議する。
- (9) 内容が重複するもの及び内容を是正する必要があると認められるものについては、あらかじめ議会運営委員会において調整を図る。
- (10) 1回目の質問及び答弁は登壇して行い、2回目以降の質問及び答弁は自

席で行う。

- (11) 一般質問実施要領は、下記のとおりとする。

一般質問実施要領

項目	内容
1 趣 旨	市民、傍聴者によりわかりやすい議会を目指し、一般質問に一問一答方式を導入する。
2 発言通告	質問項目は、表題・要旨に2分類し、詳細に記載する。
3 質問方式	選択制 ①一問一答方式（質問回数 制限なし） 1 回目の質問…一括質問・一括答弁 2 回目以降の質問…一問一答 ②一括方式（質問回数 制限なし） すべて一括質問・一括答弁
4 質問時間	① ② 理事者答弁を含め 60 分
5 質問・答弁場所	① ② 1 回目のみ演壇で一括して行い、2 回目以降は自席で行う。
6 質問順序	① ② 原則、発言通告番号の順に行う。
7 答弁順序	① ② 1 回目は答弁者ごとにまとめて答弁し、2 回目からは原則、質問順に行う。

《運用ルール》

- (1) 発言通告書は、質問事項を具体的に記載し、表題、要旨の2項目に分類し、質問趣旨の明確化を図る。
- また、数値に関する詳細な質問については、可能な限り通告することとし、答弁できない事態を避けるように努める。
- (2) 「市長の政治姿勢について」又は「地域問題について」の質問項目を通告する場合、小項目まで質問事項を明記する。
- (3) 質問、質疑の通告に当たっては、事前に聞き取りに応じることとする。
- また、発言通告書に聞き取り日時の記入欄を設け、記入がない場合は、議長は発言通告書を受理しないこととする。
- (4) 次の質問事項に入る場合は、「次に、〇〇〇について再質問します。」のように、質問の区切りが明確になるように努める。
- (5) 質問方式は一問一答方式または一括方式の選択制とし、どちらの方式も通告事項がすべて質問できるように、1 回目の質問及び答弁は演壇にて一括で行い、2 回目以降の質問及び答弁は自席で行う。

- (6) 一括方式の質問では、再質問で取り上げなかった質問事項（小項目がある場合は小項目ごと）について、改めて再質問することはできない。
- (7) 一問一答方式の質問では、終了した質問事項（小項目がある場合は小項目ごと）に戻って再質問することはできない。
- (8) 一問一答方式は1つの問いに対し、答弁を返す方式であるため、原則、複数の問いをまとめて質問することはできない。
- (9) 質問の趣旨確認のため、議員に対する質問趣旨の確認の機会を付与する。

5 質疑

- (1) 市長提出議案に対する質疑は、原則としてすべての議案を一括議題とし総括質疑として行う。
- (2) 総括質疑の通告は開会日から受け付けし、会期中の一般質問2日目正午までとする。
- (3) 通告内容は具体的に、特に予算案、決算案にあつては款項まで記入し、通告外の質疑は許可しない。
- (4) 発言の順序は議会運営委員会において抽選により決定する。
- (5) 内容を調整する必要があるものについては、一般質問の例による。
- (6) 所管委員会（予算及び決算特別委員会を含む。）の委員は、所管にかかわる議案についての総括質疑を遠慮する。
- (7) 発言は自席で行う。

6 緊急質問

- (1) 緊急質問は、あらかじめ議会運営委員会の了承を得た上で、議会の同意を得て行う。
- (2) 通告内容は具体的に記入し、通告外のものは許可しない。

7 常任委員会（協議会を含む。）

- (1) 市民の負託にこたえ議会活動を活発化させるために、毎月定例的（原則として21日）に常任委員会を開催するものとする。なお、継続審査事件を審査する場合は委員会とし、その他報告事項等を協議する場合は協議会

として開催する。

- (2) 正副議長は、それぞれ異なる常任委員会に所属するものとする。

8 特別委員会

- (1) 常態的に存在する特別委員会は、定例会と定例会の間に開催し、継続審査を議決の上、議長へ閉会中の継続審査を申し出る。
- (2) 次の定例会において、本会議に閉会中の継続審査（調査）申出書を配付し、議長が会議に諮り議決する。
- (3) 常態的に存在する特別委員会にあっては、正副議長は、それぞれ異なる特別委員会に所属するものとする。

9 予算特別委員会

- (1) 予算案はすべて、第1回、第2回及び第4回定例会においては25人、第3回定例会においては20人の委員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査する。
- (2) 委員は各会派の所属議員数に応じ按分するものとし、無所属議員の取り扱いについては、議会運営委員会での都度協議する。
- (3) 委員には、議長を選任しないものとする。
- (4) 開催日数は、第1回においては3日間とし、第2回、第3回及び第4回定例会においては2日間とする。
- (5) 反対が明確な議案については、予算特別委員会及び本会議における予算案の採決の際、一括採決とする。
- (6) 予算特別委員会内の事実上の協議機関として、正副委員長のほか各会派から理事を1名選出し、理事会を設ける。なお、無所属議員が委員となった場合は、オブザーバーとして理事会への出席を求める。
- (7) 予算特別委員会開催要領は、下記のとおりとする。

予算特別委員会開催要領

- (1) 開催日数について

- ① 第1回定例会においては、3日間開催する。
- ② 第2回、第3回及び第4回定例会においては、2日間開催する。

(2) 会議時間について

午前 10 時から午後 5 時までとする。

(3) 休憩時間について

昼食のため 60 分、また、午後トイレタイムとして適宜 30 分程度設ける。

(4) 発言時間（答弁を含む）について

ア 会派持ち時間制（小数点以下は切り捨て）とする。

会派持ち時間＝実質会議時間÷全議員数×会派所属議員数

※ 3 日間開催の場合

実質会議時間 930 分 = 会議時間 420 分×3 日 - 休憩時間 90 分×3 日 - 採決に要する時間 60 分

〔会派所属議員数と会派持ち時間の関係〕

会派所属議員数（人）	11	10	9	8	7	6	5	4	3
会派持ち時間（分）	286	260	234	208	182	156	130	104	78

※ 2 日間開催の場合

実質会議時間 600 分 = 会議時間 420 分×2 日 - 休憩時間 90 分×2 日 - 採決に要する時間 60 分

〔会派所属議員数と会派持ち時間の関係〕

会派所属議員数（人）	11	10	9	8	7	6	5	4	3
会派持ち時間（分）	187	170	153	136	119	102	85	68	51

イ 質疑者数は会派にゆだねるものとする。

ウ 各委員の発言時間は、会派持ち時間内で融通することができる。

エ 会派持ち時間の計測は、担当書記において行う。

10 決算特別委員会

(1) 決算案はすべて、20 人の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査する。

(2) 委員は各会派の所属議員数に応じ按分するものとし、無所属議員の取り扱いについては、議会運営委員会での都度協議する。

(3) 委員には、議長及び監査委員である議員を選任しないものとする。

(4) 開催日数は、2 日間とする。

- (5) 反対が明確な議案については、決算特別委員会及び本会議における決算案の採決の際、一括採決とする。
- (6) 決算特別委員会内の事実上の協議機関として、正副委員長のほか各会派から理事を1名選出し、理事会を設ける。なお、無所属議員が委員となった場合は、オブザーバーとして理事会への出席を求める。
- (7) 決算特別委員会開催要領は、下記のとおりとする。

決算特別委員会開催要領

- (1) 開催日数について
2日間開催する。
- (2) 会議時間について
午前10時から午後5時までとする。
- (3) 休憩時間について
昼食のため60分、また、午後トイレタイムとして適宜30分程度設ける。
- (4) 発言時間（答弁を含む）について

ア 会派持ち時間制（小数点以下は切り捨て）とする。

会派持ち時間＝実質会議時間÷全議員数×会派所属議員数

※ 実質会議時間

実質会議時間 会議時間 休憩時間 採決に要する時間
600分 = 420分×2日 - 90分×2日 - 60分

〔会派所属議員数と会派持ち時間の関係〕

会派所属議員数（人）	11	10	9	8	7	6	5	4	3
会派持ち時間（分）	187	170	153	136	119	102	85	68	51

イ 質疑者数は会派にゆだねるものとする。

ウ 各委員の発言時間は、会派持ち時間内で融通することができる。

エ 会派持ち時間の計測は、担当書記において行う。

11 委員長報告

- (1) 本会議最終日の委員長報告は、「委員会に付託された議案名（請願・陳情を含む）及び審査結果」を朗読するものとし、主たる質疑応答について

は、委員長報告書を作成の上、議員及び議場に入場している理事者へ配付する。配付した委員長報告書の内容を本会議の会議録に掲載する。

- (2) 委員会における閉会中の継続審査事件は、最初に報告する。
- (3) 議会運営に関する事項については、委員長報告を省略する。
- (4) 委員長報告に対する質疑は、あくまでも委員会の審査経過及び結果に対する疑義、少数意見に対する疑義をたゞす範囲に限られ、議案等に対する質疑は審査を重複することになり許されない。
- (5) 答弁は委員長が行うべきであり、市当局に代理答弁を求めることは許されない。ただし、修正案が提出された場合は、その修正に伴う関係予算等について必要に応じて、市当局が代わって答弁することは差し支えない。
- (6) 委員長が答弁する場合は私見を加えることは許されない。
- (7) 委員長は必要に応じて副委員長に補足説明させることができる。

12 本会議最終日の質疑・討論の通告締め切り

- (1) 本会議最終日に行う質疑・討論の通告締め切りの日時は、予算特別委員会最終日の午後5時とする。ただし、予算特別委員会の閉会時刻が午後4時を過ぎた場合は、その締め切りを翌日の正午まで延長するものとし、その日が市の休日に当たる場合は、その翌日の正午までとする。
- (2) 不測の追加議案で本会議最終日に市長から提出されるものに係る質疑・討論の通告締め切り日時は、上記(1)にかかわらず、議会運営委員会でその都度協議する。

13 起立採決における着席者の取り扱い

起立採決の際着席したままの者は、問題を否とする者とみなす。

14 常任委員会、予算特別委員会及び決算特別委員会の記録作成

全文反訳の会議概要(記録)を閉会中に作成し、次の定例会前に本会議の会議録とあわせて議員及び理事者へ配付する。

15 請願・陳情

- (1) 請願と陳情は同様に扱うが、陳情についてはできるだけ市当局にす

るよう指導する。

- (2) 請願・陳情は、開会日の翌日の午後5時（当日が市の休日の場合は、その翌日の午後5時）までに提出されたものについては、各所管委員会にそれぞれ付託の上、審査し、それ以後に提出されたものについては、会期の最終日において所管委員会に閉会中の継続審査事件として付託する。ただし、緊急を要するものについては、最終日の本会議で審査することができる。
- (3) 複数項目の請願・陳情が提出された場合は、内容が密接不可分で分割することができない場合を除き、1項目ずつの請願・陳情が提出されたものとして取り扱う。
- (4) 複数項目の請願・陳情が提出された場合において、項目を分割できるかどうかについて疑義があるときは、議会運営委員会での取り扱いについて協議する。
- (5) 閉会中に提出された請願・陳情については、議長がその都度受理し、次の議会において所管の委員会に付託する。
- (6) 請願の紹介
 - ア 正副議長は紹介議員となることを遠慮する。
 - イ 正副委員長及び委員は自己の所属する委員会に係る請願の紹介議員となることを遠慮する。
- (7) 国政に係る請願（陳情）については、類似の議員提出議案と調整する。
- (8) 郵送された陳情で、その内容が市民生活に直接かかわりのあるものについては、議会運営委員会での取り扱いについて協議する。

16 要請及び要望書

要請及び要望書等については、常任委員会の審査を経ないで、議長呈覧とする。

17 議員派遣

- (1) 地方自治法第100条第13項及び会議規則第169条に基づく議員派遣については、総括質疑の日及び最終日に議決するものとする。なお、総括質疑の日に議決するものについては、一般質問初日正午までに申し込むもの

とし、最終日に議決するものについては、予算特別委員会最終日まで申し込むものとする。

- (2) 行政視察先の選定に当たっては、市民の誤解を招くことのないよう慎重に対応するものとする。
- (3) 行政視察の実施に当たっては、視察の実効性を高めるとともに、透明性を確保するため、原則として視察相手先へあらかじめ依頼文書を送付するものとする。ただし、視察の性質上、事前の依頼文書の送付が困難である場合は、視察報告書にその経過等を記載するものとする。
- (4) 改選期における行政視察は、選挙前の早い時期に実施するよう努めるものとし、任期最終の定例会終了後は、やむを得ない事情のない限り自粛するものとする。

18 議会基本条例の研修

- (1) 青森市議会基本条例第21条第2項の規定に基づく研修については、全議員を対象に議長が行う。
- (2) 議長は、研修を行うに当たっては、必要に応じて助言・支援等を得ることが出来るものとする。
- (3) 本研修会は、議員派遣の対象とする。

平成 27 年 8 月発行

青森市議会要覧 平成 27 年度版（平成 27 年 8 月発行）

編集・発行 青森市議会事務局

青森市中央一丁目 22 番 5 号

電話(017) - 734 - 5743（直通）

FAX(017) - 734 - 5824

ホームページアドレス <http://www.city.aomori.aomori.jp/gikai/top.html>

メールアドレス gikai-gijichosa@city.aomori.aomori.jp